

## 構造改革特別区域計画

### 1、構造改革特別区域計画の作成主体の名称

本渡市及び牛深市並びに熊本県天草郡有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町

### 2、構造改革特別区域の名称

天草地域福祉輸送特区

### 3、構造改革特別区域の範囲

本渡市及び牛深市並びに熊本県天草郡有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町の全域

### 4、構造改革特別区域の特性

上記2市8町を含む天草3市9町は、熊本県の南西部に浮かぶ天草上島と下島など大小120の島々からなり、東シナ海や有明海、不知火海に囲まれ、藍より青い海と緑豊かな自然に恵まれている。かつて、江戸時代には「天草・島原の乱」がおこるなどキリシタンの島として歴史的にも名を馳せてきた地域である。現在もその当時の面影が残り、多くの史跡や伝説を受け継いでいる。

市町制施行後、天草郡市2市13町（現3市9町）は、農業、林業や漁業といった第一次産業、また歴史的な伝統や史跡を生かし観光面でも発展してきたが、都市部への一極集中による過疎化の進行により人口が急激に減少している。また、地域内に就労の場が少ないため島外へ転出する若者も多く、そのことがより一層高齢化に拍車をかけている。

今回の合併特例法により、天草郡市2市13町のうち、平成16年3月31日に天草上島の4町が合併し「上天草市」となり、平成18年3月27日に本渡市及び牛深市並びに熊本県天草郡有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町の構造改革特別区域計画の作成主体（以下「天草地域」という）である2市8町が合併し、「天草市」となる。

2市8町における合併協議を進めていく中で、厚生福祉専門部会においても移動制約者に対する移送について議論が行われている。現在の移送手段として各市町がそれぞれ社会福祉協議会やタクシー業者へ委託し移動制約者に対して外出支援サービスを行っているが、対象者が老人等に限定されている。また、障害児療育の観点から見ても必要とされている、障害児の施設や病院への移送は保護者によって行われていることが多く、移送についての課題を解決できていない状況で

ある。その解決策として、NPO 等による福祉有償運送は、今までのサービスに加えて新しい移送サービスを提供できるものとして有益なものだと考えられている。

天草地域において現在の総人口は101,284人(平成17年2月末)であり、行政区面積は682.85km<sup>2</sup>、人口密度は148.33人/km<sup>2</sup>となっている。

平成17年2月末における高齢者数29,694人、高齢化率29.32%、身体障害者手帳を有する者5,856名(表1)、療育手帳を有する者683名(表2)、精神保健福祉手帳を有するもの612名がおり(表3)、5,189名の要介護認定者がいる(表4)。

上記のうち、要介護3以上、若しくは下肢に障害を持っている方を送迎する場合には福祉車両が基本となるが、要支援、要介護1、要介護2、視覚障害者、内部障害者、精神障害児者、自閉症などの知的障害児者(療育手帳を有する者)などの総数7,267名を送迎する場合は福祉車両の使用が必ずしも適しているわけではない。(下表)

(平成17年2月28日現在・単位：人)

要支援	要介護1	要介護2	視覚障害者	内部障害者	精神障害児者	知的障害児者	合計
1,379	1,523	597	766	1,707	612	683	7,267

天草地域において、現在タクシー協会登録事業者数は22社、タクシーの登録台数が163台(10台がマイクロバス等の特別車)あるものの、福祉車両は1台も登録されていない状況である。また、民間バス路線会社は1社であり、路線系統は60系統あるが、総車両台数が55両しかなく運行台数は少ない。また、ノンステップバスやワンステップバス等障害者等の乗降の利便を図った車両はなく、車椅子を固定できる車両も14両しかない状況である。このように、移動制約者に対して十分な公共交通機関がなく、天草地域内における移動制約者のニーズに十分に対応できる状況にはない。

また天草地域における、福祉施設の多くが本渡市に集中しているため周辺地域からの送迎が負担となっている。また、本渡市内に在住している方も毎日の送迎は家族にとって大きな負担となっている状況である。

このようなことから、天草地域内においては移動制約者に対する公共交通機関等が十分整備されておらず、新たな移送手段の確保が必要とされている。その中で、今回のNPO等による福祉有償運送を、公共交通機関に加えて新たに実施することにより天草地域の移動制約者に対して十分な移送手段を確保することが出来る。

## 身体障害者手帳登録状況

(平成17年2月28日現在・単位:人)

(表1)

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
1	313	20	0	672	848	1,853
2	213	208	7	605	21	1,054
3	72	113	33	484	214	916
4	36	121	12	501	624	1,294
5	52	5	1	280	0	338
6	80	211	0	110	0	401
計	766	678	53	2,652	1,707	5,856

## 知的障害者(療育手帳交付者)の障害別状況

(平成17年2月28日現在・単位:人)

(表2)

区分	A1	A2	B1	B2	計
18歳以上	144	163	206	48	561
18歳未満	28	28	38	28	122
計	172	191	244	76	683

## 精神保健福祉手帳交付状況

(平成17年2月28日現在・単位:人)

(表3)

等級	1級	2級	3級	計
人数	363	227	22	612

## 要介護認定

要介護(要支援)認定者数(平成17年2月28日現在・単位:人)

(表4)

	要支援者	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1,360	1,478	586	503	588	567	5,082
65歳以上75歳未満	198	170	89	59	61	52	629
75歳以上	1,162	1,308	497	444	527	515	4,453
第2号被保険者	19	45	11	15	7	10	107
計	1,379	1,523	597	518	595	577	5,189

## 5、構造改革特別区域計画の意義

天草地域においては、各市町が地域福祉計画を策定する過程で地域座談会を実施した。その中で、本渡市では「ささえあい みんなでつくる 住みよいまち本渡」を目指し地域福祉計画作りを進め、座談会を実施した。その中で住民からの意見として、「障害者や高齢者の社会参加の促進や健康づくりの観点から、今よりさらに利便性が高く効率性の良い交通手段の確保をして欲しい」という要望があり、市として今後の課題として住民と協力しながら解決していくこととした。また、各市町が策定している地域福祉計画の中でも同様に、高齢者や心身障害者等の移動制約者に対しての移送手段の確保が課題としてあげられ、現在（別表）でもあげているように各市町において、外出支援サービス及び福祉タクシー助成事業、福祉バス運行事業が実施されている。また、現在行われている2市8町における合併協議の中でも協議が続けられ、その中でも NPO 等による福祉有償運送は非常に有益なものだと考えられている。

それに加え、熊本県において障害者施策の基本方向を示した「くまもと障害者プラン」の天草圏域計画においても、移送サービスの整備については、圏域で取り組む重点施策のひとつとしてあげられている。

このような状況のなか、移動制約者の交通手段の確保という課題を、多くのボランティアの協力の下、地域の NPO や社会福祉法人等が輸送サービスに取り組む上で、現行制度では福祉車両のみでしか活動できないところを、普通車両（セダン型等の一般車両）を使用できるように拡大して取り組むことにより、事業の実施体制を整備できるとともに事業に活力を与え、民間の自主的活動による地域福祉の充実を推進することが出来る。

## 6、構造改革特別区域計画の目標

高齢者や障害児者などの移動制約者にとって、生活の利便性を向上させ、より住みよい街にするためには輸送手段の確保は必要なことである。また、移動制約者の家族にとっても送迎や介助の負担を大幅に軽減し無理のない就労を可能にするために、NPO 等の民間活力などの有効活用と利用促進による地域福祉サービスの拡大と質の向上が不可欠である。

そのため、現在各市町で行っている輸送サービスと NPO 等によるセダン型等の一般車両も使用可能な有償運送を実施することで、移動制約者に対して低廉な輸送サービスを提供できるとともに NPO 等の活動の活発化を促進し、地域福祉の向上を図ることが出来る。

これにより、2市8町における合併協議会の中で協議し、新市の建設計画の中で決定された合併後天草市が目指す「日本の宝島“天草”の創造」においての「人

にやさしいまちづくり」に寄与することを目標とする。

## 7、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまでは、家族等の介助が得られない移動制約者は単独で外出することが出来ず閉じこもりがちになることもあったが、福祉有償運送の実施により、通院・通所や余暇を楽しむことが出来、十分な医療サービスと福祉サービスの受益が可能となり、症状の改善、精神面のケアや日常生活の向上に寄与することが出来る。また、移動制約者の公共的行事への参加や地域の行事への参加を促すことが出来るため症状の悪化を抑制でき、地域社会とのつながりを持つことにより、精神面での負担を軽減することが出来る。

福祉有償運送を実施することで、今まで介助に従事していた家族の健康状態や精神的な負担を軽減するとともに就労を可能にすることにより、地域の雇用が創出され、現在減少傾向にある労働人口の拡大に資するものと考えられる。

また、福祉車両だけではなくセダン型等の一般車両を使用することにより、より多くの移動制約者の輸送を可能にするだけでなく、今後さらに多くのボランティアの参加を容易にすることで福祉有償運送の円滑な実施を推進し、地域経済と地域福祉へ寄与するものとする。

## 8、特定事業の名称

NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業  
1206(1216)

## 9、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)各市町における外出支援サービス、福祉タクシー助成事業及び福祉バス運行事業(別表)

### <事業の目的>

高齢者や重度心身障害児者等の外出を支援することにより、福祉サービスの充実と健康の増進を目的とする。

### <事業の概要>

重度心身障害者や高齢者を、各市町の規定に基づいた援助を実施している。外出支援サービスについては、高齢者や重度心身障害者といった移動制約者を対象にしているものが多い。

## (2) 知的障害者デイサービス事業及び障害児デイサービス事業

### <事業の目的>

地域において就労が困難な在宅の知的障害者の自立を図るとともに生きがいを高める。また、障害のある就学前の子どもたちに対して集団の中で指導を行い、親子の遊びなどを通じて、その子の健やかな成長を促す。

### <事業の概要>

知的障害者が通所することにより、文化的活動を行い、併せて自立のための機能訓練等を実施する。また、障害のある就学前の子どもたちに対して、日常生活に関し、親子の遊びなどを通じて、集団の中で指導を行っている。通所時の移動手段においては単独で公共交通機関が利用できる者は利用し、それ以外の者は現在は保護者や介護者、若しくは NPO 等の事業主体により行われている。事業の実施費用は、国が2分の1、県と市町が2分の1の費用負担で実施されている。

### <事業の実績>

#### ・障害児デイサービス事業（平成16年度実績）

利用市町村：本渡市及び牛深市並びに熊本県天草郡有明町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町

天草地域外利用市町村：上天草市並びに熊本県天草郡苓北町

利用者延人員：2,374人

利用者実人員：550人（各月の実利用人員の総計）

#### ・知的障害者デイサービス事業（平成17年度開始）

利用市町村：本渡市並びに熊本県天草郡有明町、栖本町、新和町及び五和町

平成17年度登録状況：10人

## (3) 障害児者家族あんしんサービス事業

### <事業の目的>

障害児者の放課後・休日デイサービスや外出支援等の地域生活支援に取り組むことにより、児童の健全育成と介護者の負担の軽減を図る。

### <事業の概要>

平日の放課後や夏休み期間中に、養護学校等の児童生徒について、施設等での一時預かりを実施し、当該児童生徒の通学・通所等に付き添って移動の介助等を実施する。市町村に対して県から2分の1補助。事業実施市町村は、本渡市、熊本県天草郡有明町、五和町及び栖本町

### <事業の実績>

事業実施市町村：本渡市並びに熊本県天草郡有明町、五和町及び栖本町

利用者数（登録人数）（平成17年度）

本渡市：放課後 10人、夏休み 15人 五和町：放課後 3人、夏休み 6人

有明町：放課後 2人、夏休み 2人 栖本町：放課後 1人、夏休み 1人

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、  
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1、特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車輛の拡大事業

### 2、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車輛を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人、NPO、医療法人及び公益法人等の非営利法人

### 3、当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4、特定事業の内容

#### (1) 運送主体

天草地域内で活動を行う社会福祉法人、NPO、医療法人及び公益法人等の非営利法人

#### (2) 事業区域

出発地又は到着地が天草地域内

#### (3) 事業行為

事業実施主体が道路運送法第80条第1項の許可を得て、要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等において単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する。

### 5、当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、現行制度では車椅子のためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は、回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されているが、知的障害児者や人工透析患者、座位を保てる高齢者に対しては、福祉車両を必ずしも用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを実施することにより、より多くの移動制約者の輸送を可能にするだけでなく、今後さらに多くのボランティアの参加を容易にすることで福祉有償運送の円滑な実施を推進し、地域福祉へ寄与するものである。

#### (1) 天草地域福祉有償運送運営協議会の設置

天草地域における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するため、天草地域福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という)を設置する。

協議会は本渡市が主宰し、事務局を熊本県本渡市役所福祉生活部福祉課におく。

構成員



- ・ 特区申請地方公共団体の長が指名する当該地方公共団体の職員
- ・ 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長が指名する職員
- ・ 福祉・公共交通に関し優れた識見を有する者
- ・ バス・タクシー等関係交通機関及び運転者の代表
- ・ 有償運送の利用が想定される者の代表
- ・ 地域の住民の代表
- ・ 地域のボランティア団体の代表

#### 苦情処理

苦情処理の窓口を協議会の事務局に設ける。事務局は必要に応じて臨時に協議会を開催し、苦情内容等を協議会に報告する。

### (2) 運送の条件

#### 運送主体

天草地域内で活動する社会福祉法人、NPO、医療法人及び公益法人等の非営利法人で、運行体制や料金などについて協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業所とする。

#### 運送の対象者

運送の対象者は、下記のいずれかに該当し、協議会において認められた登録会員及び付添い人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害等により単独では公共交通機関を利用することが困難な方。

#### 運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

#### 使用車両

- ・ 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。この場合において運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と自家用自動車を提供した当該輸送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されており、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。
- ・ 福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。

- ・ 協議会の協議によって認められたセダン型等の一般車両であること。
- ・ 外部から見えやすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示すること。

#### 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これによりがたい場合には、第一種免許を有している者のうち、以下に掲げる要件を全て満たしている者を運転者として認める。

ア 道路運送法第80条第1項但し書きに基づく許可申請の日前3年間に於いて運転免許停止以上の処分を受けていないこと。

イ 熊本県公安委員会の認定を受けた自動車教習所が実施する実車の運転を伴う特定任意講習を受講した者、又は独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診したもので、運転に関し特に支障が認められないもの。

ウ 以下のいずれかに該当する者

- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・ 移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であると福祉有償運送に係る協力依頼を行った地方公共団体の長が認めた者

#### 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること。

#### 運送の対価

運送の対価については、一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとし、一般旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定するものとする。

#### 運営管理体制

運営主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

#### 法令遵守

許可を受けようとする人が、道路運送法第7条の欠格事由に該当する者でないこと。